

## 1. お申込コースと掛金

### ◎お申込コース

給付金・保険金	本人・配偶者コース				こどもコース
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
入院給付金日額	1日につき 8,000円	1日につき 7,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	1日につき 3,000円
死亡保険金額	100万円	100万円	100万円	60万円	10万円

### ◎月額掛金

年齢	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース
15～19歳	988円	907円	745円	487円	506円
20～24歳	1,236円	1,124円	900円	580円	
25～29歳	1,300円	1,180円	940円	604円	
30～34歳	1,422円	1,288円	1,020円	652円	
35～39歳	1,514円	1,371円	1,085円	691円	
40～44歳	1,822円	1,648円	1,300円	820円	
45～49歳	2,162円	1,953円	1,535円	961円	
50～54歳	2,684円	2,426円	1,910円	1,186円	
55～59歳	3,556円	3,219円	2,545円	1,567円	
60～64歳	4,732円	4,298円	3,430円	2,098円	
65～69歳	6,718円	6,117円	4,915円	2,989円	
(70～74歳)	10,110円	9,235円	7,485円	4,531円	
(75～79歳)	15,240円	13,995円	11,505円	6,943円	

※上記記載の「年齢」は、2009年2月1日時点の「保険年齢」です。「保険年齢」とは、1年未満の端数について、6ヵ月を超えるものは切り上げ、6ヵ月以下のものは切り捨てて算出します。(例)50歳＝満49歳6ヵ月超満50歳6ヵ月以下

※上表における「70～74歳」、および「75～79歳」は、ご加入後、更新して継続される場合の掛金です。

※上記掛金には、1被保険者につき制度運営費100円が含まれています。

※上記掛金は本人コースの加入者数が1,000名以上の場合で計算しています。掛金は毎年の更新日におけるご加入者数により見直されますので、次回更新日(2010年2月1日)以降、適用される掛金は変更される場合があります。

## 2. 加入資格と加入条件

### ◎本人コース

大阪府商工会連合会傘下商工会の会員とその従業員で、お申込日及びご加入日時点で、健康で正常に勤務しており、2009年2月1日現在、満14歳6ヵ月超満69歳6ヵ月以下の方がご加入できます。

なお、ご加入後、更新して継続される場合は、更新日現在、満79歳6ヵ月までご継続いただけます。

### ◎配偶者、こどもコース

本人と同一戸籍に記載されている配偶者こどもにご加入いただけます。なお、配偶者とこどものご加入年齢範囲は次のとおりです。

(2009年2月1日現在)

・配偶者: 満16歳以上満69歳6ヵ月以下 (ご継続は更新日現在満79歳6ヵ月以下となります)

・こども : 0歳から満22歳6ヵ月以下 (ご継続は更新日現在満22歳6ヵ月以下となります)

### <配偶者・こどものご加入について>

・配偶者、こどもだけのご加入はできません。

・本人が死亡または脱退したときは、配偶者、こどもも同時脱退となります。

・配偶者、こどもの給付金日額、保険金額は、本人の給付金日額、保険金額を超えることはできません。

・こどもを加入させる場合は、加入資格のあるこどもを全員加入させてください。

## 3. 給付内容と保障内容

### ◎入院給付金

保険期間中に、責任開始期以後に発生(発病)した不慮の事故(『ご加入のみなさまへ「別表」をご覧ください』による傷害(疾病)を直接の原因として、医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所、またはこれと同等と当社が認めた日本国外にある医療施設(以下、「病院または診療所」)に、その治療を目的として入院した場合に、入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる額をお支払いします。

ただし、不慮の事故による傷害を直接の原因とする場合は、その事故の日から180日以内に開始した入院に限ります。

なお、1回の入院における入院給付金のお支払日数は120日を限度とし、また、そのお支払は、不慮の事故による傷害を原因とする入院、および疾病を原因とする入院のそれぞれに通算して1,095日分を限度とします。

### ◎死亡保険金

保険期間中に死亡したときに死亡保険金受取人にお支払いします。

## 4. 保険期間

保険期間は、2009年2月1日から2010年1月31日までの1年間で、以降解約・脱退のお申出がない限り、毎年更新し続けます。なお、中途加入者につきましては効力発生日から2010年1月31日まで、毎年2月1日付で、以降1年間の契約として更新継続されます。

※なお、家族特約付新型医療保障保険(団体型)契約の契約更新にあたっては、主契約の被保険者の数が、所定の被保険者数を満たす必要があります。主契約の被保険者数が、所定の被保険者数を下回った場合、家族特約付新型医療保障保険(団体型)契約が更新されない場合があります。

## 5. 掛金のお払込について

◎各商工会でのお申込の締切日は毎月月末です。締切日の翌々月1日が効力発生日となります。

◎効力発生日の属する月から、毎月15日に当月分の保険料をご指定の金融機関の口座より自動的に引き落としします。

◎ご加入後引き落とし不能となった場合は、翌月に2ヶ月分引き落としさせていただきます。ただし2ヶ月連続して引き落とし不能となった場合は、払込期日にさかのぼって効力がなくなります。

## 6. 配当金のお取扱について

◎生命保険会社から契約者配当金が支払われた場合は、大阪府商工会連合会「医療共済規約」に則り、支払われた契約者配当金は共済制度運営費に充当されます。

※この場合、配当金は保険期間満了後、保険会社の2008年度決算配当率に基づきお支払いいたしますが、保険会社の決算の状況により支払われない場合があります。

## 7. 給付金・保険金の請求について

◎給付金・保険金の請求にあたっては、各種所定の書類が必要です。詳細は、大阪府商工会連合会(TEL:06-6947-4340)までお問い合わせください。

## 8. 被保険者への同意確認について

本制度への加入(増額)に際しては、被保険者の同意が必要です。また、当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)および保険金受取人の個人情報(氏名等)を取扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。なお、記載の引受会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受会社に提供されます。本保険の被保険者となることおよび上記のとおり個人情報が取扱われることについての加入対象者の同意確認を、加入申込書への記名・押印により行わせていただきます。(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

## 9. 給付金・保険金をお支払いできない場合

つぎの場合には免責または解除となり、給付金・保険金をお支払いできませんので、お申込に際し、特にご注意ください。

### ◎入院給付金について

①保険契約者の故意または重大な過失によるとき ②その被保険者の故意または重大な過失によるとき ③その被保険者の犯罪行為によるとき ④その被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧その被保険者の薬物依存によるとき ⑨地震・噴火・津波によるとき ⑩戦争その他の変乱によるとき ⑪告知義務違反により契約が解除となったとき(※1) ⑫詐欺または不法取得目的により契約が無効となったとき(※2)

### ◎死亡保険金について

①その被保険者についての責任開始の日から起算して1年以内のその被保険者の自殺によるとき ②保険契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④その被保険者の犯罪行為またはその被保険者についての死刑の執行 ⑤戦争その他の変乱 ⑥告知義務違反により契約が解除となったとき(※1) ⑦詐欺または不法取得目的により契約が無効となったとき(※2)

### ※1:告知義務違反による解除とは

保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、告知の際事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合は契約が解除されることがあります。

### ※2:詐欺または不法取得目的による無効とは

契約者または被保険者に詐欺の行為、または給付金・保険金などの不法取得目的があった場合、契約の全部またはその被保険者に対する部分は無効とされることがあります。

## 10. 委託保険会社等

◎お申込にあたっては事前に“ご加入のみなさまへ”をご覧ください。

◎この制度は、大阪府商工会連合会が生命保険会社と締結する家族特約付新型医療保障保険(団体型)に基づき運営します。

委託保険会社: エイアイジー・スター生命保険株式会社

委託生命保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が委託割合の範囲において削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

# 医療共済制度

～家族特約付 新型医療保障保険(団体型)～

## 新規加入のおすすめ

### ご意向確認のお願い

この保険は、以下の保障を必要とする方に適した保険期間1年(更新により一定年齢まで継続可能)の生命保険です。

■病気やケガによる入院保障

■死亡保障

■ご家族に対する保障

\*保障内容の詳細は次ページ以降に記載していますのでそちらをご確認ください。

ご加入にあたっては、この保険の保障期間・保障内容・保険期間・保険料がご自身のご意向(ニーズ)に合致しているか、この加入勧奨資料(パンフレット)で必ずご確認ください。

また、この加入勧奨資料(パンフレット)はお申込みいただきました後も大切に保管ください。

## 1 日帰り入院から保障

短期間の入院でもしっかり保障されます。

## 2 1入院120日・通算1,095日の充実保障

入院給付金は、1回の入院につき120日、疾病・傷害をそれぞれに通算して1,095日を限度に保障されます。

## 3 満79歳6ヵ月までご継続可能

ご加入後、更新して継続される場合は、更新日時点において満79歳6ヵ月までご継続いただけます。

## 4 万が一の保障は10～100万円

死亡した場合には、ご加入のコースにより、10～100万円をお支払いします。

## 5 配偶者やお子さまもご加入できます

ご本人だけでなく、その配偶者とお子さまにもご加入いただけます。

※配偶者とお子さまのご加入には一定の制限があります。詳細は本加入勧奨資料内側をご確認ください。

## 6 お申込みは簡単です

面倒な診査等はなく、簡単な告知のみでお申込みいただけます。

## 7 掛金のお支払方法も簡単です

掛金は毎月ご指定の口座から自動振替させていただきますので、面倒な振込などは一切ありません。

医療共済制度の  
7大特長

### 大阪府商工会連合会

TEL: 06-6947-4340

各商工会事務局の連絡先(五十音順)

大阪狭山市商工会	072-365-3194	柏原市商工会	072-972-0881	河内長野市商工会	0721-53-9900
熊取町商工会	072-453-8181	堺市美原商工会	072-362-0011	四條畷市商工会	072-879-1656
島本町商工会	075-962-5112	摂津市商工会	072-634-1311	泉南市商工会	072-483-6365
忠岡町商工会	0725-33-3208	豊能町商工会	072-739-1647	富田林商工会	0721-25-1101
能勢町商工会	072-734-0460	羽曳野市商工会	072-958-2331	阪南市商工会	072-473-2100
藤井寺市商工会	072-939-7047	岬町商工会	072-492-3311		

< この資料は加入勧奨資料です >